様式第5号（第5条関係）

（表）

|  |  |
| --- | --- |
| 第　　　号  身分証明書  所属  職名  氏名  この証明書を携帯する者は、国頭村蜜蜂の飼育の規制に関する規則第6条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。   |  | | --- | | 写真 |   　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　国頭村長　　　　　　　印 |

約

6

セ

ン

チ

メ

｜

ト

ル

　　　　　　　　　　　　　　約9センチメートル

|  |
| --- |
| 国頭村蜜蜂の飼育の規制に関する規則（抜粋）  （報告及び検査）  第6条　村長は、この規則の施行に必要な限度において、飼育者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関する報告を求め、又は検査員に飼育場所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況及び巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。  2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 |

（裏）